

千葉ポートタワーの管理に関する基本協定書に係る変更協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社塚原緑地研究所（以下「乙」という。）との間で令和3年3月22日付けをもって締結した「千葉ポートタワーの管理に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）について、次のとおり変更協定を締結する。

1 変更内容

基本協定書第48条第2項中、指定期間中の指定管理料の総額「348,158,000円」を「349,305,957円」に変更する。

2 変更理由

甲が発注した「千葉ポートタワー自動火災報知設備修繕」の工事中に発生した漏水への対応において乙が負担した、復旧に係る工事費及び人件費、並びに水道料金のうち漏水に伴う増額相当額、並びに休館のため逸失した利用料金収入について、乙の責めに帰すべきではない事由により生じた経費であることから、その費用を甲が負担するものとし、当該費用に相当する額について指定管理料を増額するもの。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和6年3月25日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷俊一

乙 千葉市美浜区高洲三丁目11番3号
株式会社塚原緑地研究所
代表取締役 塚原道夫